第十二条　対象となる租税

1　この章の規定は、一方の締約者又はその地方政府若しくは地方公共団体のために課される所得に対する租税（課税方法のいかんを問わない。）について適用する。

2　日本国については、この章の規定が適用される現行の租税は、所得税及び住民税とする。

3　この章の規定は、2に規定する租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、2に規定する租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。

4　両締約者の権限のある当局は、各締約者の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第十三条　居住者

1　この章の規定の適用上、「一方の締約者の居住者」とは、次の個人をいう。

(a)　日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所その他これらに類する基準により日本国において課税を受けるべきものとされる個人（日本国内に源泉のある所得のみについて日本国において租税を課される個人を除く。）

(b)　バミューダについては、バミューダの法令の下において、バミューダ内に通常居住する個人

2　1の規定により双方の締約者の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a)　当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約者の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約者内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約者（重要な利害関係の中心がある締約者）の居住者とみなす。

(b)　その重要な利害関係の中心がある締約者を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約者内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約者の居住者とみなす。

(c)　その常用の住居を双方の締約者内に有する場合又はこれをいずれの締約者内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約者の居住者とみなす。

(d)　当該個人が双方の締約者の国民である場合又はいずれの締約者の国民でもない場合には、両締約者の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

第十四条　退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約者の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

第十五条　政府職員

1　(a)　政府の職務の遂行として一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約者又は当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該役務が他方の締約者内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約者の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(i)　当該他方の締約者の国民

(ii)　専ら当該役務を提供するため当該他方の締約者の居住者となった者でないもの

2　(a)　1の規定にかかわらず、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約者若しくは当該一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約者においてのみ租税を課することができる。

(b)　もっとも、当該個人が他方の締約者の居住者であり、かつ、当該他方の締約者の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約者においてのみ租税を課することができる。

3　1及び2の規定は、一方の締約者又は一方の締約者の地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、適用しない。

第十六条　学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約者内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約者の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約者の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約者外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約者においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約者内において最初に訓練を開始した日から二年を超えない期間についてのみ適用する。

第四章　特別規定

第十七条　相互協議手続

1　一方の又は双方の締約者の措置により前章の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約者の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約者の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、前章の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2　一方の締約者の権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、前章の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約者の権限のある当局との合意によって当該事案を解決するよう努める。成立したすべての合意は、両締約者の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3　両締約者の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。

4　両締約者の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第十八条　不利益な又は制限的な租税に係る課税措置の禁止

1　いずれの一方の締約者も、他方の締約者の国民又は居住者に対し、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該一方の締約者の国民に適用する措置よりも不利益な又は制限的な租税に係る課税措置を適用してはならない。

2　1の規定の適用上、

(a)　「不利益な又は制限的な租税に係る課税措置」には、所得控除、税額控除又は免税の否認、租税又は課徴金の賦課及び特別な報告に関する義務の賦課を含む。

(b)　「不利益な又は制限的な租税に係る課税措置」には、一方の締約者により一般的に適用される措置を含まない。

第五章　最終規定

第十九条　見出し

この協定中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十条　効力発生

1　この協定は、両締約者のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、この協定が効力を生ずる日以後に課される租税について適用する。

3　2の規定にかかわらず、第三章の規定は、次のものについて適用する。

(a)　源泉徴収される租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(b)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

第二十一条　終了

この協定は、一方の締約者によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約者も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約者に対し終了の通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものについて適用されなくなる。